

## 社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか・ラコパ運営規程 (福島市介護予防・日常生活支援総合事業)

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すこやか福祉会が設置経営する、すこやか・ラコパが行う福島市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 事業対象者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練等を行うことにより、利用者の尊厳のある生活の達成および心身機能の向上・維持並びに利用者の家族の健康維持を図る。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する総合事業のサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。

- (2) 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に総合事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (3) 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法について判り易く説明する。
- (4) 適切な介護予防技術をもってサービスを提供する。
- (5) 提供したサービスの質の管理、評価を定期的に行う。
- (6) 総合事業計画が作成されている場合は、当該計画に沿った総合事業のサービスを提供する。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
すこやか・ラコパ（以下「事業所」という）

### (事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
福島県福島市仲間町4番8号

### (職員の種類、員数および職務内容)

第6条 本事業所に勤務する施設長および職員等の職種・員数および職務内容は次の

とおりとする。

- (1) 施設長 1名

施設長は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者および家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、指定居宅介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。また、口腔機能向上訓練の計画の策定と評価において中心的役割を担う。

- (4) 介護職員 8名以上

介護職員は、総合事業のサービスの提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な訓練・介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な運動器機能の向上を図るための機能訓練などを行うための、個別計画の作成と評価を中心的役割となつて行い、またその計画に基づいた安全かつ効果的な訓練を行なう。

(営業日および営業時間)

第7条 本事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービスの提供時間は、午前9時00分から午後4時00分とする。

(利用定員)

第8条 一日に総合事業のサービスを提供する定員は54名以内とする。

(総合事業のサービスの内容)

第9条 総合事業のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

イ 排せつの介助

ロ 移動の介助

ハ 養護（休養）

- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練サービス等

利用者が日常生活を営むに必要な機能の活性化を促し、また減退を防止するた

めの訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

イ 日常生活動作に関する運動器機能向上訓練

ロ アクティビティ

ハ 行事的活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行う。又、必要に応じて送迎車輛への昇降および移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

イ 一般浴槽による入浴

ロ 特殊浴槽による入浴

ハ その他必要な介助

(6) 食事サービス

イ 準備・後始末の介助

ロ 食事摂取の介助

ハ 調理サービス

ニ その他必要なサービス

(7) 相談・助言などに関すること

利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

イ 日常生活動作に関する訓練の相談・助言

ロ 福祉用具の利用法の相談・助言

ハ 住宅改修に関する情報提供

ニ その他必要な相談・助言

(総合事業計画の作成等)

第 10 条 総合事業のサービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に総合事業計画を作成する。また、すでに総合事業計画が作成されている場合は、その内容に沿った総合事業計画を作成する。

(2) 総合事業計画を作成し変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画について内容を説明し、同意を得る。

(3) 利用者に対し、総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(総合事業のサービスの利用料)

第 11 条 本事業所が提供する総合事業のサービスの利用料は、福島市が定める額とし、そのサービスが法定代理サービスであるときは、利用者から本人負担分の

支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

イ 食事代 食事1回につき 850円

ロ キャンセル料 昼食提供の利用者のみ食事代相当分

ハ 前条に掲げるものの他、総合事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

\*行事における外食費、アクティビティにかかる費用、およびその他おむつ代等に関する費用。

オムツ 200円/枚

リハビリパンツ 180円/枚

パット 50円/枚

トロミ 30円/本

(2) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容および費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。費用の変更がある場合は、変更する前月に変更内容を提示し、承諾を得るものとする。

(3) 利用料の支払いは、口座振替または郵便振替により、指定日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

福島市

(サービス提供記録の記載)

第13条 総合事業のサービスを提供した際には、その提供日および内容、総合事業について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービスに当たっての留意事項)

第14条 利用者は、サービス利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(2) 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

利用者は、機能訓練指導員の支援なしに無理な訓練をしないよう留意するものとする。

(3) 送迎サービスを利用する際の留意事項

利用者及び家族は、送迎の予定時間に合わせて居宅内で待機するよう留意する

ものとする。

(4) サービスのキャンセルに関する留意事項

利用者は、キャンセルの場合は利用日の前日午後 5 時までに連絡するよう留意するものとする。

(5) その他の留意事項

イ 事業所内での喫煙、飲酒は禁止とする。

ロ 事業所内で、利用者間の営利目的の勧誘や宗教活動及び政治活動は禁止する。

ハ その他、公共の場にふさわしくないと判断される行為は禁止する。

(虐待防止)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の取り扱いについて)

第 16 条 個人情報の取扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いを行なう。

(苦情処理)

第 17 条 提供した総合事業のサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 18 条 利用者に対する総合事業のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、当会の加入する施設の損害賠償保健等を活用し、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 19 条 総合事業のサービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(2) 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時に対する対応方法)

第 20 条 総合事業のサービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 21 条 総合事業のサービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、施設長は日常的に具体的な対処方法・避難経路および協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する総合事業のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第 23 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

イ 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

ロ 階層別研修 随時

(2) 従業者等は、勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

(3) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録帳簿を整備する。

(4) この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

## 附則

- この規程は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。